

平成26年7月22日

居宅介護支援事業所、施設長 各位

那覇市福祉部  
チャージョウ課



情報開示申請時の留意点について（お願い）

厳しい暑さが続いておりますが、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から介護保険制度へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記の通り取り決めましたので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。なお、運用開始は平成26年8月5日からとします。

記

- 1 個人情報の開示にあたり、申請者の本人確認に慎重を期すため、申請者（代理の提出の場合は代理人）の方は身分証（職員証、社員証、他所属と氏名がわかるもの）の提示をお願いします。
- 2 申請書は漏れなく記入をお願いします。対象者の情報（被保険者番号、氏名、生年月日、住所）に誤りがある場合、情報開示は行いません。訂正後、再提出をお願いします。
- 3 情報開示を行う際は必ず居宅届けの提出をお願いします。居宅届けの提出が無い場合は情報開示を行いません。  
※ 居宅届けの提出の必要がない、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護付き有料老人ホーム・グループホームの方の情報開示の際には、本人との関係性を示す書類（契約書等）の提出をお願いします。ただし、介護認定申請書の申請者名や調査場所で本人との関係性が確認できる場合は提出の必要はありません。本人との関係性を示す書類（契約書等）がない場合には、新たに同意書の提出が必要となります（同意書の様式は那覇市役所チャージョウ課のホームページで入手できます）。
- 4 ケアプラン作成のための情報開示ですので、認定結果が「非該当」と判定された方の情報開示は行いません。

なお、情報開示申請の受付は、更新初日と2日目は預かりのみの対応となり即日開示はできません。受付時間は8:30~12:00 13:00~17:15となっております。よろしくお願いします。